



主管課名	管財課
------	-----

**随意契約（一者指名）理由書**

事業区分	市単独事業	工事内容 昇降機設備工事 既設昇降機の乗場機器を流用し、他の機器を撤去して、新たにロープ式機械室レスの昇降機にする。	
工事番号	財管工 第1号		
工事名	本庁舎昇降機改修工事		
工事場所	つがる市木造若緑地内		
工期	契約を締結した日の翌日から		
	令和 7年 3月31日まで		
工種	機械器具設置工事		
設計額 (税込)	¥25,850,000-		
予算額	-	最低制限価格	無
契約方法	1者随意契約	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

**指 名 業 者**

業者名	住 所	FAX番号
三菱電機ビルソリューションズ(株) 北日本支社	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20	FAX 022-265-5080

今回の改修工事は、昇降機老朽化による部品の供給停止及び改正後の建築基準法に対応させるため実施するものである。改正後の建築基準法に対応するためには、下記の工事をする必要があり、「年度内に昇降機を安全に稼働させること」及び「予算の範囲内で工事を行うこと」が求められている。

- ①ドアが開いたまま昇降しないよう「戸開走行保護装置」を設置する。
- ②停電時の閉じ込めを防止するため「停電時自動着床装置」を設置する。
- ③地震に強い構造にするための耐震対策を行う。

他社製品を新たに設置する全面更新について検討を行ったが、全面更新の場合、シャフトの固定位置が異なることから、昇降機の設置工事に伴い、既存の壁を一度取り壊し、シャフト固定のための鉄筋を入れなおす建築工事も同時に行う必要があり、既存部品を活用した場合と比較して多額の費用がかかり予算の範囲内に収まらないうえ、年度内に改修工事が完了しないため、調達が不可能である。

よって既存品を活用した上で、中枢部品である制御盤の更新など大規模な改修を実施する必要があり、当該大規模改修については、昇降機の製造元しか対応ができないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当することから、一者による随意契約とするものである。